

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年3月1日まで
私は、B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和40年10月1日から50年3月18日まで、B社に継続勤務していた旨を主張しているものの、オンライン記録によると、同社は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

しかしながら、申立人が提出したB社での勤続10年表彰状（昭和50年3月7日付け）及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間の前後の期間を通じて、勤務形態等が変更されること無く、同社に継続勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、B社に継続勤務していた期間のうち、昭和40年10月1日から44年9月20日までC社（B社と営業区域が異なる小売会社）で、45年3月1日から48年3月21日までA社（卸会社）で、それぞれ厚生年金保険加入記録が確認できること及び当時の同僚の供述から、当時、厚生年金保険の非適用事業所であったB社の従業員は、C社等で厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人と同様、昭和44年9月20日に

C社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している5人のうち、申立人を除く4人は、44年9月21日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の同僚からは、「申立人を含む5人は、いずれもC社と営業区域が異なる小売会社の従業員であったが、C社で厚生年金保険に加入させていた。しかし、C社の経営上の問題から、これら5人はA社で厚生年金保険に加入させる取扱いへと変更されることとなったと思う。」旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務し、A社の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和48年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を 21 年 1 月 30 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、21 年 1 月及び同年 2 月は 70 円、21 年 3 月から同年 5 月までは 200 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 12 月 1 日から A 社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での船員保険の被保険者資格の取得日が 21 年 6 月 1 日とされ、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立期間当時、A 社での船員保険加入記録が確認できる同僚の著書、申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の同僚等の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日まで、同社が所有する船舶に甲板員として乗船勤務していたことが確認できる。

また、前述の同僚の著書に登場する複数の同僚のうち船員手帳の記録が確認できる同僚は、オンライン記録を見ると、A 社での雇入日に同社で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚以外にも、船員手帳での雇入日に同社で船員保険の被保険者資格を取得している同僚が確認できることから、当時、同社では、船員手帳での雇入日から

船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、B 社（A 社の後継会社）が保管する申立人の労働者名簿の給料額から、昭和 21 年 1 月及び同年 2 月は 70 円、21 年 3 月から同年 5 月までは 200 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 30 日までの期間について、B 社が保管する労働者名簿及び申立人が提出した携帯履歴手帳から、申立人は、A 社に 20 年 12 月 1 日に採用されていることは確認できるところ、前述のとおり、船員手帳の記録により、申立人の同社での雇入日は 21 年 1 月 30 日とされていることが確認できる上、前述の労働者名簿により、同社への採用日が確認できる複数の同僚は、オンライン記録によると、いずれも採用日以降に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、採用日には船員保険の被保険者資格を取得させていなかったことが推認できる。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 30 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年3月14日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月から20年4月まで

私は、昭和16年4月から20年4月まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票を見ると、申立人は、昭和17年1月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は記載されていないものの、当時の同僚の供述から、申立人は、同社の工場が大空襲（昭和20年3月）により被災するまで、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年3月の戦災により焼失し、現存している同被保険者名簿は、同社に勤務していたことが判明した被保険者から順次追記していることが確認できる上、オンライン記録によると、同被保険者名簿の中に記録が無い前述の同僚について、同社での厚生年金保険の加入記録（昭和17年6月1日から20年7月1日までの期間）が確認できるなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

加えて、現存しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見る

と、被保険者の大半は、前述の同社の工場が戦災により焼失した昭和 20 年 3 月に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

以上の事実を前提とすると、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 3 月 14 日に被保険者資格を喪失したものと判断することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 16 年 4 月から 17 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法による保険料の徴収開始（昭和 17 年 6 月）前であるため、被保険者となることができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 14 日から同年 4 月までの期間については、申立人自身も A 社に勤務していなかったと供述している上、当時の同僚からも、申立人が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られていない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 16 年 4 月から 17 年 5 月 31 日までの期間及び 20 年 3 月 14 日から同年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 2 月までの期間、49 年 3 月から 50 年 1 月までの期間、50 年 4 月から 52 年 8 月までの期間及び 53 年 3 月から 63 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 48 年 2 月まで
② 昭和 49 年 3 月から 50 年 1 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から 52 年 8 月まで
④ 昭和 53 年 3 月から 63 年 4 月まで

私は、区役所から国民年金保険料の納付を催促する電話を複数回受けたことを契機に、私又は私の母親が区役所や金融機関で 2 か月又は 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が全て未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間④のうち婚姻期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①から④までは、平成 13 年 12 月 28 日に国民年金の加入期間とされるまで、国民年金の未加入期間とされている上、当該時点では、申立期間①から④までの国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続について具体的な記憶が無い上、一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に他界しており、申立人の妻からの事情を聴取することも困難であることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の合計は168か月と長期間に及んでいる上、申立人、申立人の母親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から平成6年3月まで

私は、昭和56年2月のA市への転入を契機に、国民年金の再加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間全てが未納とされていることに納得がいかない。

特に、昭和56年9月以降は、市町村役場から送付されてきた納付書により、毎月納付していた記憶が明確にある。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間に係る申立人の国民年金の再加入手続は、国民年金第3号被保険者の届出を契機に、平成7年1月4日に行われたものと推認される。申立期間は、当該手続時点まで国民年金の未加入期間とされ、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。上、当該時点では、申立期間のうち、昭和55年9月から平成4年11月までの期間は時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は163か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、私の父親が国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者資格取得日から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち 48 年 8 月から 58 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 140 か月と長期間に及んでいる上、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月頃から 39 年 1 月 20 日まで
② 昭和 39 年 4 月 23 日から同年 7 月頃まで
③ 昭和 41 年 10 月から 42 年 11 月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が、また、B社に勤務していた申立期間③が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していた旨を主張している。

しかし、C社（昭和 62 年 4 月 1 日にA社から名称変更）が保管する雇用台帳を見ると、申立人の同事業所での勤務期間は、昭和 38 年 2 月 4 日から同年 4 月 17 日までの期間及び 39 年 1 月 20 日から同年 4 月 22 日までの期間のみとされている上、オンライン記録により、申立期間①又は②において同事業所で厚生年金保険に加入している者からも、申立期間①及び②において申立人が同事業所に勤務していた旨の供述は得られない。

なお、前述の雇用台帳により確認できる、申立人のA社での勤務期間のうち昭和 38 年 2 月 4 日から同年 4 月 17 日までは、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる（昭和 38 年 7 月 1 日）前の期間とされていることが確認できる。

2 申立期間③について、申立人は、B社に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録を見ると、B社及び同事業所の後継会社であるD社は、申立期間③を含む昭和 33 年 8 月 28 日から 44 年 2 月 21 日まで、いずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、B社について、申立期間③以外の期間にも、勤務していた可能性のある期間を述べているものの、当該期間においても、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立人の同事業所での勤務実態等が不明である。

なお、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間③を含む昭和41年3月1日から44年3月31日まで、E社で雇用保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③後の42年12月1日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同事業所での複数の同僚の供述から、記憶する入社日から最短で4か月及び最長で5年1か月経過した日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同事業所では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれる。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 10 日から 45 年 10 月 26 日まで
私は、昭和 44 年 11 月 10 日から 45 年 10 月 26 日まで、A社に現場作業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月 12 日から 45 年 9 月 26 日まで、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の複数の同僚及びA社からは、「当時、A社では、現場作業員は全員臨時雇用として採用され、正社員になるまでは厚生年金保険に未加入であった。」旨の供述が得られた。

また、当時の同僚からは、「入社から正社員になるまでの期間の長さは、人によって区々であった。特に、若い人は腰が落ち着くのを見計らって正社員としていたので、入社から1年以上経過して正社員となった人も多かった。」旨の供述が得られた。

さらに、昭和 45 年 3 月からA社に現場作業員として勤務していたと供述する同僚は、オンライン記録によると、45 年 9 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入し、かつ、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。